

居宅介護支援事業所 ゆめぷらん運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人菊愛会（以下「事業者」という。）が開設する居宅介護支援事業所 ゆめぷらん（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助をおこなう。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名所等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 ゆめぷらん
- (2) 所在地 熊本県菊池市亘字道ノ上 359 番地 2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（主任介護支援専門員を兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1人以上（常勤） 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日並びに12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 事業の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分は無料とする。法定代理受領分以上は介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場合 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）
- (2) 使用する課題分析票の種類 包括自立支援プログラム

(3) サービス担当者介護の開催場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅）

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上

(5) モニタリングの結果記録 少なくとも月1回以上

2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道1キロメートル 30円

3 前項の費用に支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、（菊池市、合志市、菊陽町、大津町）とする。

（事故発生時の対応）

第8条 管理者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、高齢者支援事業部に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第9条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人菊愛会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待に関する重要事項）

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

2 従業者における虐待防止のため指針を整備するものとする。

3 従業者に置いて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）実施するものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

改正後のこの規程は、平成 29 年 5 月 9 日から施行する。

改定後のこの規定は、平成 30 年 10 月 11 日から施行する。

改定後のこの規程は、令和 5 年 12 月 1 日より施行する。